

# 第 11 分科会

じん肺・アスベスト、過労死など労災職  
業病闘争



## 労働災害を無くし安全と雇用を守る闘い

JMITYU 大支部長戸田実紀 25年10月

私たちの組合は、大分県南部の日鉄や造船、そして太平洋セメントと関連企業で働く労働者で造られています。

組合結成は、造船会社を退職した社長、Fさんの要請「会社のためにも、労働者の自発的な組合がいる」でした。3年前、数名で発足した組合は今10人です。

最初のたたかいは、23年、日鉄大分製鉄所の「労災隠し」でした。関連企業に出向していた人が、製鉄所構内で交通事故に遭いました。会社は「昼体みの事故で」労災と認めません。県労連の支援をうけての団体交渉で労災を認めさせました。しかし「補償期間」が過ぎていると言って組合の要求を無視。さらに関連企業での労災事故だとして企業責任を拒否する横暴な態度です。日鉄では22・23・24年死亡災害が続いています。

次は23年から太平洋セメント関連企業の解雇問題です。手首を負傷した労働者が、労災事故で休業してから、復職まで団体交渉積み重ね、県労働委員会での交渉もして、24年10月職場復帰勝ち取りました。そして一人職場で職場改善のために頑張っています。

次は24年8月、臼杵造船のパワハラをなくす闘いです。産業医の勧告で労働者は、休業に入ったが、会社は労災を認めず。組合は4回の団体交渉行い、会社は医師の就業可の診断で5月に復職しました。しかし会社は、一時金差別や、「隔離職場」配置、年休制限などの差別をしています。この攻撃を止める要求で、今、県の労働委員会で交渉中です。

次は25年8月、太平洋セメント構内での墜落死亡事故です。高所の街灯とり換えに来た、請負会社の労働者が高所作業通路を踏み外して転落死。通路の鉄板が腐食していたのです。被災者の家族に弁護士を紹介して、会社責任を追及し補償要求を支援しています。

文字通り次から次の労災事故です。この他、建造中タンカー爆発1人死亡(臼杵下ノ江造船)などがあります。また外国労働者も多くいて、処遇や労働環境改善要求などが出ていますが、対応しきれいていません。

以上の闘いで、団体交渉に応じた会社の特徴は、すべての交渉に弁護士を出して、労働基準法や組合法に抵触しないように答弁しています。そしてその背景は元受けや上部の独占会社の支配を強く感じるものです。

労働組合は、労働者の求める要求に応えられていません。闘いの中で、学習に努め、急いで組合員を2倍3倍に増やして、社会的な力を持たなければならない時が来ていると思っています。

国家公務員の勤務上の健康安全管理制度  
～福岡法務局における非常勤職員の公務災害認定事例～

全法務省労働組合九州地方本部福岡支部 佐藤祐介

はじめに

私たち全法務は、法務局、保護観察所、出入国在留管理局、少年院等の職員で構成される労働組合です。福岡法務局においては年二回程度民事局交渉を実施しており、職場の実態をうったえ、改善要求を続けています。後述の「福岡法務局職員健康安全管理委員会」にも委員の半数を組合員から選出させ、健康的で働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

1 健康安全管理制度の概要

国家公務員法第106条の2に基づき、国には職場環境改善、災害防止が義務づけられています。これは人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）により具体化され、福岡法務局では人事院規則10-4第14条にもとづく「福岡法務局職員健康安全管理委員会」を平成3年3月1日に設置し、常時雇用される職員に対する定期健康診断、ストレスチェック、メンタルヘルスカウンセリング及び医師による面接指導の実施といった対策を推進しています。

2 公務災害補償制度と非常勤職員への適用

- (1) 対象と認定の仕組み: 法務省の一般職国家公務員（非常勤を含む）が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害に遭った場合、法務大臣または矯正管区長が認定を行い（注1）、国家公務員災害補償法により補償（療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償など）を受けられます（注2）。認定には「公務遂行性」（公務に従事中であること）と「公務起因性」（公務との相当因果関係があること）の要件を満たす必要があります。非常勤職員も明確に対象に含まれており、常勤職員と同様の補償が適用されます（注3）。
- (2) 補償の流れ: 被災者は所属の補償事務主任者に申立てを行い、認定後、補償が支給されます。

注1：法務省職員の公務災害に関する相談窓口について

[https://www.moj.go.jp/kouseikanrikan/shomu/kouseikanrikan01\\_00012.html](https://www.moj.go.jp/kouseikanrikan/shomu/kouseikanrikan01_00012.html)

注2：国家公務員災害補償制度について

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/saigaihoshou/simkumi-syurui.html>

注3：国家公務員災害補償制度 Q&A

[https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/saigaihoshou/saigaihoshou\\_qa.html](https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/saigaihoshou/saigaihoshou_qa.html)

Q. 非常勤の国家公務員でも補償の対象になりますか。

A. 対象になります。

### 3 非常勤職員の公務災害認定事例

#### (1) 事案の概要

令和5年に職場で昼休み時間中、窓口での来庁者への対応に苦慮していた若手職員に代わって対応を始めた非常勤職員が、来庁者からの暴言等を受ける中昏倒し、持病を抱えていたことも相俟って重い障害が残るとい痛ましい事案が発生しました。

#### (2) 認定の経緯

昼休み時間中のことでしたが問題のある来庁者への対応中であったことから公務の遂行中であることが認められ、また第三者の加害につき業務の遂行がなければ第三者の加害もなかったと考えられることから相当因果関係も認められ、公務災害として補償を受けられることとなりました。これは労働組合の粘り強い活動と職場の団結力による連携が大きく寄与したものです。

### 4 本件を踏まえた労働組合の活動について

単なるストレスの問題ではなく、来庁者による暴言、暴力から職員を守る仕組みづくりの構築が急務であることをうたえ、単独での窓口対応の廃止、防犯カメラの設置、電話の自動録音、警察との連携強化、救急搬送の迅速な対応といった対策を求めています。

## 建設アスベスト訴訟 全面解決につながる大型の和解成立

福岡県建設労働組合大牟田支部 矢野 誠  
(建設アスベスト訴訟全国連絡会事務局)

### 1、東京高裁、大阪高裁で続いた和解解決

8月7日(木)と8日(金)に東京高裁と大阪高裁で連続して大型の和解が成立しました。

7日は東京1陣と2陣訴訟、8日は大阪2・3陣訴訟で、和解した原告総数は579人(被災者単位424人)、和解金額は総額約63億5千万円。これまで1社対象の部分和解はありましたが、建材企業群と被害者間での包括的な和解が図られたのは初めてのことです。

### 2、建材企業が和解文書のなかで謝罪を表明

建設アスベスト訴訟は、建設業に従事して建材に含まれていたアスベスト(石綿)の粉じんを吸い込み、肺がんや中皮腫といった重い病気にかかって被害を受けた建設技能者が、適切な被害防止のための規制を怠ってきた国と危険性を知りながら警告を発することなく建材を流通させてきた建材企業に損害賠償を求めたものです。

2021年5月17日の最高裁判決で、国の賠償責任が確定し、建材企業についても10社の賠償責任が認められました。その後、国は被害者に謝罪し、

「建設アスベスト被害者給付金」(略称)を法制化し、既に8千人を超える被害者が国から賠償を中身とする給付金を受けとることができました。

その一方で、建材企業は、引き続き法廷で責任を争う姿勢を変えず、裁判所から賠償が命じられれば、その範囲で賠償金を払い、3行から6行程度の「謝罪文」を弁護団の事務所にまとめて送ってくるのみで自発的、積極的に問題を解決しようという姿勢を見ることはできません。

今回の和解は、裁判所の強い指揮で実現したもので、和解文書のなかで建材企業からの謝罪が明記され、初めて建材企業が公的に謝罪を表明したことになります。



### 3、賠償対象企業の謝罪とともに対象外企業も弔意とお見舞いを表明

東京高裁の和解文書では、賠償企業7社(別項)の謝罪表明だけでなく、対象外の10社(別項)からの「弔意とお見舞い」の表明も記載されました。

賠償企業による謝罪は「石綿含有建材の製造販売に際し適切な警告表示を怠ったことにより石綿関連疾患による甚大な被害を生じさせたことについて深くお詫びする」。それ以外の企業からは「石綿関連疾患を原因として亡くなられた被災者への弔意と療養中の被災者に対しての心よりのお見舞い」との表記が盛り込まれました。

大阪の和解文書でも賠償対象12社以外の9社が「甚大な身体的・精神的苦痛に対し、心より哀悼とお見舞いの意を表する」とされました。

### 4、裁判長から早期全面解決を願う附言

原告側としては東京・大阪の和解文書のなかに「原告被告双方が、問題の解決に向けて引き続き協議す

る」趣旨の「協議事項」含めることを求めましたが、残念ながら被告企業の同意を得ることができませんでした。しかし、東京高裁、大阪高裁とも裁判所の所見として早期解決への期待が表明されました。

東京高等裁判所は、和解文書の前文で「現在継続中の同種訴訟を含めた関連する事案において、双方が今後とも引き続き、早期解決に向けた真摯な努力を継続することを強く期待する」と表明。

大阪高裁の法廷では、先ず裁判官が和解文書全文を朗読し、原告・被告双方に異議がないことが確認され和解が成立したことを受けて、徳岡由美子裁判長が次のように発言しました。

石綿関連疾患により極めて過酷な被害にあった被災者のご遺族のみなさまに対し、裁判所からも、心より哀悼とお見舞いを申し上げます。

裁判所は、今年の2月18日に、控訴審の審理及び控訴審の判決を前提とした和解案を提示しました。それ以来、本日まで約半年間、和解の成立に向けて、様々な困難に直面しました。ご本人、代理人のみなさまがたにおかれましては、それぞれ立場の相違や激しい意見の対立がありながら、大局的に本件訴訟の全当事者の間での和解の成立を見据えて、検討を重ね、可能な範囲で譲歩していただき、裁判所の和解案を受諾していただきました。

本日、無事和解が成立しましたのも、皆さまの並々ならぬ努力の結果であると受け止めております。最後に、本日の全体和解の成立まで、実に長い年月を要してしまいました。今後、同種のアスベスト訴訟においても、それぞれ個別の具体的な主張立証を尽くしてもらうことはもちろんのこと、本日の全体和解の成立に向けたプロセスを糧にして、一日も早く全体解決が果たされることを期待しています。

## 5、和解被害者にはゼロ和解も 屋外・解体工等は判決選択

こうした大型の和解が成立したものの、和解した被災者 424 人中 41 人がゼロ和解で「賠償なしの謝罪」を受け入れたものです。また、これまでの判決で企業への賠償が認められてこなかった屋外工や解体工については判決を選択しており、引き続き闘いが続きます。

「屋外の作業では粉じんが飛散したとしても大気で薄められると考えられるから被害の発生は予見できなかった」との理由で国・企業とも賠償が否定されました。

また、解体工については「建物が新築されてから解体されるまでの間の年月の経過で、警告表示がされていても見えなくなってしまうことがありうる」などの理由で解体工に対する建材企業の警告表示義務そのものを認めない判断が続いています。

## 6、国の給付金への企業参加と区別なき救済へ

国が創設した「建設アスベスト被害者給付金」の制度でも屋外で働いた建設技能者は支給の対象外とされ、亡くなって 20 年経過した被害者にも給付されません。

現在も全国で 31 の訴訟、被災者 1,218 人が係争中であり、東京 2 陣和解の旗出しでは「メーカーも拠出する給付金法に改正しよう」の横断幕が掲げられましたが、「区別のない被害者救済」に向けて、現在「国会請願署名」も取り組んでいます。皆さんと一緒に力をあわせて完全解決に向けて奮闘していきたいと思えます。



## 三菱長船じん肺・アスベスト訴訟 第3陣と第4陣で異なる福岡高裁判決

なくせじん肺全国キャラバン長崎実行委員会  
事務局長 中里研哉

### 原告は全員が下請け労働者

三菱重工業株式会社長崎造船所で働き、じん肺にり患した下請け労働者と遺族が損害賠償を請求した三菱長崎造船じん肺・アスベスト第3陣訴訟（2016年4月7日長崎地裁提訴、地裁判決2022年11月7日）と第4陣訴訟（2019年9月2日長崎地裁提訴、地裁判決2023年7月18日）は、福岡高等裁判所で審理が続いていましたが、本年6月10日と9月11日に控訴審判決が出されました。

### 極めて不当な第4陣訴訟判決

6月10日福岡高裁第1民事部（高瀬順久裁判長裁判官）は、第4陣訴訟で、被災者3名（2名は提訴後死亡）全員のじん肺り患の事実が認められないとし、原告8人（被災原告1人遺族7人）の請求を全て棄却するとの極めて不当な判決をおこないました。

### 長崎地裁が認めた管理区分決定を否定する異例の判決

判決は、長崎地裁（原審）が認めたじん肺管理区分の決定は「じん肺法が定める行政上のものであり、損害賠償責任を負わせる民事訴訟とは目的が異なる」という今までの同種の裁判では全く考えられない異例の判決でした。

### 被告協力医の意見を重用

判決は、被告協力医の意見のみを重用していますが、4人の協力医は地方じん肺診査医でもあります。じん肺管理区分の決定に用いられるX線画像だけでなく、CT画像を用い、さらに粉じんばく露歴、各人に認められる症状、各種検査結果等を総合的に見てなすのが相当であるとし、現行ではまだ確立していないCT画像を最優先しました。

### 原告全員が上告

判決後福岡弁護士会館ホールで開催された判決報告集会には、原告、弁護団、支援者60人が集まりました。武藤智浩弁護士は「じん肺の管理区分決定を否定し、判断はCTだけでやっている。三菱下関造船じん肺裁判の判断と逆行する極めて不当な判決」と憤りました。原告の森岡光子さんは「じん肺に罹っていないというのは父の症状から納得できない」と声を詰まらせました。原告団、弁護団支援組織代表は、不当な判決を認めるわけにはいかないと原告全員が上告することを確認し、6月20日付で上告受理申し立てを行いました。現在最高裁で審理が開始されています。

### まっとうな判決だった3陣判決・35人全員を救済

3陣訴訟は9月11日、福岡高裁第4民事部（裁判長裁判官松田典浩）で判決がありました。原審判決を是正し、平成年代においても造船所内が劣悪な労働環境であった事実、そして三菱重工の加害責任を明確に認める判決でした。さらに本判決

は、被災者 7 名のじん肺り患を否定し、さらに被災者 4 名については続発性気管支炎やそれに類する症状が生じていることをも否定した原審判決を取り消し、被災者 18 名のじん肺・続発性気管支炎・肺がんへのり患を認めました。じん肺管理区分決定には高度の信用性があり、CT 画像による反証によってはじん肺り患を否定することはできないことを認めるとともに、続発性気管支炎についても認定基準に則って合理的判断をしたものといえます。

全員救済の判決に、報告集会では喜びと激励の声が多く上がりました。原告団事務局長の橋口洋一さんは記者からのインタビューに「やっとまっとうな判決が出ました。亡くなった仲間が多くおり、その人たちも今日の判決を喜んでいただけたと思います」と答えました。

### **被告は 35 人全員を上告**

三菱重工はその後、9 月 24 日に原告 35 人全員について上告受理申立を行いました。原告側も、14 人（生存原告 4 人、遺族原告 12 人）については、過去の喫煙歴での減額や粉じん作業歴での減額は承諾できないことから、9 月 24 日に上告受理申立を行いました。

### **最高裁での勝利にご協力とご支援をお願いいたします**

第 4 陣訴訟も第 3 陣訴訟もともに最高裁での闘いとなりました。原告側弁護団は先に上告した第 4 陣訴訟の上告受理理由に第 3 陣判決と違い、まっとうな審理を怠った控訴審判決を覆すよう求めています。

福岡高裁に対する団体署名や要請ハガキにご支援をいただいた全国の皆様に引き続きのご支援とご協力をお願いいたします。

# 行橋市におけるアスベスト対策の取り組み

福岡県建設労働組合 京築支部  
副支部長 霍田 和大

## 前回のおさらい（2024年11月17日・九州セミナー報告）

2024年8月23日に行橋市・仲津小学校の体育館天井に吹付けアスベスト（レベル1建材）が囲い込みもなく放置されていた問題が報道され、地域住民、ジャーナリスト、市議会議員と一緒に行橋市へ要請と対策を進めてきた。



## アスベスト危険性の認識甘く ～行橋市と緊急懇談～

ジャーナリストの井部氏が10月19～20日に支部や仲津小学校と行橋市役所で取材をおこない、対策の不備が相次いで報道されるなか、行橋市は11月21日より除去工事を強行した。

保護者や近隣住民からの不安の声に応えない市に対し、支部は緊急要請を行い、市側が京築支部事務所に来所する形で11月25日18時より懇談を実施。

市から除去工事の経過と現況について、11月21日に県保健所と行橋労基署の立ち合いのもと、届け出の基準を満たしていることを確認し、除去工事を21～23日にかけて実施し完了したと報告。除去作業中の濃度測定は体育館外部のおおよそ四隅でおこなわれ、校舎と隣接する地点で1立法メートル当たり0.7本の粉じんを検出（他3点は0.5以下）しており、隣接する教室の窓を閉めるなどの対策はおこなっていないなかで、除去工事が実施されたことが判明。

除去残がないのか、排気パイプの延伸の理由や既存の暗幕や緞帳・換気ダクトはどうするのかなど、今後の対応を含めて意見交換を実施。市のアスベストに対する認識の甘さが見えるため、日本でもトップレベルの専門家の意見を聞きな

がら対策を進めることを要望すると、前向きな回答があり、福建労本部を通じて東京労働安全衛生センターの外山尚紀氏を紹介した。

## 12月市議会でアスベスト対策をさらに追及

12月9日に大杉市議(立民)が、12日に徳永市議(共産)が、行橋市仲津小学校の体育館天井の吹付けアスベスト問題について、学校児童や保護者、近隣住民への配慮や対応の不備を追及し、しっかりとした総括を求めた。

加えてアスベスト問題が市民に周知されてないと指摘し、アスベスト事前調査費用や除去費用の助成金制度の創設を求めた。

市側からホームページだけでなく市報にも掲載を検討すると回答があり、助成金制度については調査をすると回答があった。 ※ 市のHPへ掲載 →



## 事前調査・除去費用の助成金制度創設を求め行橋市議会へ請願

3月議会に向けて、請願署名の取り組みで市民への周知と制度創設の後押しをおこなうとして、3月議会に大杉市議と徳永市議の連名紹介で、請願・署名を提出したが、結果は賛成少数で不採択となった。

ひと月足らずの取り組みだったが、駅前宣伝をおこない、共闘団体の協力や、福建労提携店にも署名を置かせてもらい、行橋市民を中心に組織内・外で請願署名を集めた。総括では、①800筆を超える署名で市民にアスベスト対策の必要性を周知するきっかけとなったこと、②そのために組織と団結の力を発揮したこと、③趣旨に賛同しない議員はいなかったことが前進面。市長は12月議会で「調査する」と答弁しており、今後は市への要請・懇談やシンポジウムをおこない、助成制度の実現をめざし、アスベストのない社会の実現につなげていく。

▼署名協力団体  
および提携店

京築民主商工会  
年金者組合京築支部  
京築農民組合  
日本共産党京築地区委員会

(有)有門自動車  
カットハウスGO  
hair place COCO CIA  
居酒屋なおたく  
ニツ盛  
Member's えり  
カメラのしみず  
行橋駅前 屋台村  
福建労各支部の皆さん

## アスベスト対策はこれから

引き続きですが、特に民間工事では、アスベストの危険性は知りながらも対策が取られていない現場が非常に多く、一般市民にも事前調査が必要なことはまったく周知されていないのが現状。

アスベスト建材の使用を推進してきた国と建材企業に大きな責任があることは裁判でも明らかになっているが、現存するアスベストは業者の努力によって対策を進め、被害に合うリスクと隣り合わせで私たちは作業をしている。

どの自治体でも同様の課題があり、学習を深め、議会や自治体とともに共通の問題としてアスベスト対策を進めることが必要。

## 九州における PFAS 汚染の現状についての調査

不知火メディクスくぬぎ薬局 薬剤師 猿渡 圭一郎

### はじめに

九州における PFAS (パーフルオロアルキル化合物:Per- and Polyfluoroalkyl Substances、以下 PFAS) は、飲料水や地下水、土壌を介して拡散する化学汚染として注目されています。PFAS は極めて分解されにくく、環境中に長期間残留する「永遠の化学物質」とも呼ばれます。そのため、発生源の特定、曝露の低減、住民の健康管理が喫緊の課題となっています。本稿では、PFAS の基礎知識と健康影響、九州における現状の概観、さらに地域で取り組むべき対策と今後の方向性について整理します。

### 1. PFAS とは何か

- 定義と特徴：炭素-フッ素結合を含む合成有機化合物群であり、極めて安定した化学構造を持ちます。耐水性・耐油性・耐熱性に優れ、環境中でほとんど分解されません。
- 用途：防水・防汚加工（繊維・紙製品）、食品包装材、工業用液剤、消火泡（AFFF：消火用泡剤）など。
- 主な種類：PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS、PFHxA など。物質ごとに化学的性質や毒性が異なります。

### 2. PFAS による健康影響

- ヒトへの影響：血中濃度の上昇は、発達影響（乳幼児の発達遅延・低出生体重）、内分泌かく乱、免疫機能の低下、肝機能異常、コレステロール上昇、特定のがんリスク増加などと関連する報告があります。
- 曝露経路：汚染された飲料水、農産物、食品包装材、職業曝露（消火活動や製造工程など）。
- 感受性の高い集団：妊婦、乳児・小児、汚染地域の住民、消火活動従事者など。

### 3. 九州における PFAS 汚染の動向と特徴

九州各地での調査結果や傾向を以下に整理します。

#### 1) 宮崎県・新田原基地

- 航空自衛隊新田原基地およびその周辺の地下水・井戸水を対象とした調査で、複数地点において暫定指針値を上回る PFAS が検出されています。
- ただし、現時点では「指針値超過地点が広範囲に広がっているわけではない」との報告もあり、拡散範囲は限定的とみられています。

#### 2) 熊本県（熊本市周辺など）

- 熊本市では、令和 4 年度に公共用水域および地下水の調査を初実施。44 地点（河川 5・地下水 39）で測定した結果、地下水 2 地点で暫定指針値（50 ng/L）を超過（55

～110 ng/L) しました。

- その後、超過地点の周辺 250 m 圏内で追加調査を行い、22 地点のうち 12 地点で指針値超過が確認されています。
- 一部地域では井戸水の飲用自粛や水道水への切り替えが進められています。

### 3) 福岡県

- 福岡市では、水道水（原水・給水栓水）における PFOS・PFOA の定期検査を実施しており、これまでのところ検出例は報告されていません。
- 基地・専用水道・地下水における汚染リスク顕在化  
航空自衛隊芦屋基地において、基地内井戸で PFOS+PFOA が暫定目標値を大幅に超過した例が報告されています。（例：1,500 ng/L）  
このため、県は基地周辺水路・河川の調査を実施し、水路・地下水点での超過も確認されています。

## 4. 九州における特徴と課題

### 1. 局所集中性

基地・消火訓練場・旧工場跡地など、PFAS を使用した可能性のある施設周辺で濃度上昇が確認されやすい。

### 2. 地下水・井戸水リスク

井戸水を利用する地域では、地下水汚染が直接的な曝露ルートとなる懸念が高い。

### 3. 情報公開と追加調査の進展

自治体が指針値超過を公表し、周辺地域や住民希望井戸を含む拡大調査を実施する例が増加。今後は恒常的な監視プログラムへの組み込みが課題。

### 4. 監視範囲と頻度の限界

測定点数や頻度が十分でない自治体も多く、特に山間部・過疎地・井戸使用世帯が多い地域では、モニタリング網の空白が懸念される。

## 5. 今後の取り組み（方針と具体案）

### • 情報提供・啓発活動の強化

地域住民や医療関係者への PFAS リスク情報の共有を進める。

### • 自治体・行政への監視強化要請

定期的な水質調査と結果の公開を求める働きかけ。

### • 健康を守る検診・フォローアップ体制の構築

血中 PFAS 濃度測定や健康相談体制を整備する。

### • 妊婦・乳幼児等への長期的支援

感受性の高い集団を対象にした健康フォローアップの仕組みづくり。

### • 環境対策・予防措置の推進

汚染源の特定と除去技術（活性炭吸着・高温処理等）の導入を支援する。

以上

## 下肢障害「右膝半月板損傷」労災認定

福岡県建設労働組合 北九州支部

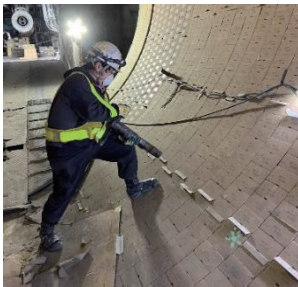
書記 高橋 和子

### 1. はじめに

建設職人は体を酷使して作業を行うことが多く、その積み重ねが原因で支障が出ることをよく耳にします。今回は「仕事の積み重ね」によって起きた事例でしたが、労災認定を勝ち取ったので報告をします。

### 2. Aさんの紹介

47歳、築炉工として23年間、築炉の改修工事に従事。主に築炉の壁をはつる作業を行っていました。築炉の壁は耐熱材のため非常に硬く、解体用ブレイカー（写真①）を使い横向きにはつります。解体用ブレイカーは本来下向きにはつる工具ですが、横壁をはつるため横に向け作業を行っていました。その際、解体用ブレイカー（20キロ）がずれないように右膝で支えながら、また、ブレイカーの威力で転倒しないよう踏ん張りながら作業を行うため、かなりの力が右膝にかかっていました。作業時間は1日6時間。



築炉内での作業イメージ

①



解体用ブレイカー  
重さ：20キロ

★築炉とは … 鉄をはじめとするものづくりの至るところで必要とされ、加熱、熔融等の多くの製造過程で重要な役割を果たしています。炉の内部には耐火材や断熱材などの「耐火物」が施工されており、この「耐火物」が1,000℃以上にもなる高温溶融物や高温熱処理物から炉の本体を守る役割を担っています。「炉」を「建築」することから、このような仕事を「築炉」と呼んでいます。

### 3. 異変

令和5年3月深夜、就寝していたところ突然右膝に激痛が走り目が覚めました。同時に右足が全く動かなくなりました。翌朝病院を受診し、右膝半月板損傷の診断を受けました。Aさんはこの時、労災にできるわけがないと思い健康保険（建設国保）を使い、約2年間治療を受けていました。

#### 4. 労災切り替えのきっかけ

---

Aさんは建設国保に入っており、傷病手当金申請（休業した際に給付金を受けることができる）を組合窓口で行なった際に負傷原因を詳しく聞いてみたところ、はつり実態などを聞き取る中で仕事との因果関係が強いことが判明し労災へ切り替えることとしました。

#### 5. 労災申請までに準備したもの

---

- ① 作業状況報告書（いつ、どこで、作業内容、どんな体勢で、作業時間、膝への負担）
- ② はつり作業時の写真
- ③ 横向きはつりの動画（某建設会社のYouTube）
- ④ 横向きはつりがどの位威力があるかのブログ（某建設会社のブログ）

#### 6. 労働衛生外来田村医師へ相談

---

上記①～④を準備し、Aさんと一緒に面談。

病歴、職歴、発症前の作業内容、作業環境や体勢、ブレーカーの種類や威力を入念に確認し、意見書を作成してもらいました。



九州社会学研究所にて現場検証

#### 7. 労働基準監督署へ申請

---

様式8号、①～④、医師の意見書を提出

#### 8. 労災認定

---

申請から2ヶ月後の令和7年5月28日。無事に労災認定を受けました。Aさんは2年間に渡り4つの病院にかかっていたのですが、すべての病院から治療費や補装具代が返還され、休業補償も受けることができました。また、建設国保にも治療費、補装具代、傷病手当金を返還し、医療費節約にも繋がりました。

#### 9. おわりに

---

時効寸前の事案でしたが、無事に労災認定されたことによりAさんは安心して療養に専念することができました。

「職人の勲章が病気やケガであってはならない」これは田村医師がAさんにかけていた言葉です。職人にとっての勲章とは、技術の高さや丁寧な仕事ぶり、そして長く健康で仕事を続けられることなのだと今回の経験を通じて感じました。はじめに述べたように、仕事の積み重ねにより負傷した職人は多数います。しかし、労災は面倒くさい、ハードルが高いという理由で諦めている人がいるのも事実です。組合では今後もこういった職人に寄り添いながら労災申請に挑戦していきます。

## 労働災害および職業病の労災認定事例報告

福岡県建設労働組合北九州支部 吉原道之

### 【はじめに】

本報告では、近年発生した上肢障害に関する労災認定事例を取り上げ、労災認定に至るまでの経緯や判断基準について分析する。

### 【上肢障害の二つの労災認定事例の報告】

#### 1. 上肢障害の労災認定の要件

- ① 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。
  - ・ 積み込み・積み下ろしなど反復動作の多い作業
  - ・ 天井など上方を見上げながら行う作業
  - ・ 頸部や肩の動きが少なく姿勢が拘束される作業
  - ・ 特定の部位に負担のかかる作業
- ② 発症前に過重な業務に就労したこと。
  - ・ 業務量が一定の場合は同種（同性で同程度の年齢）の労働者よりも10%以上業務量が多い日が3カ月程度続いた場合。
  - ・ 業務量にばらつきがある場合（現場が変わる建設業はこれが多い）
    - (ア) 1日の業務量が通常より20%以上多い日が、1カ月に10日程度あり、それが3カ月程度続いた場合。
    - (イ) 1日の労働時間の3分の1程度の時間に行う業務量が通常より20%以上多い日が、1カ月に10日程度あり、それが3カ月程度続いた。
    - (ウ) 上記以外に、長時間作業・連続作業、過度の緊張、他律的かつ過度な作業ペース（コンベアでの流れ作業など）、不適切な作業環境（建設業はこれが多い）、過大な重量負荷や力の発揮（建設業に多い）
- ③ 過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められること。

#### 2. 事例① 「右上腕骨外側上顆炎」 （30代男性：大工：一人親方）

##### ① 概要

- ・ 令和6年5月15日から木造店舗の修繕工事に従事。翌16日から作業中に肘の痛みを感じるようになった。
- ・ 5月27日から従事した新築工事現場での内装用の強化石膏ボード（重さ約25kg：通常の約2倍）を張り付ける作業を行った。
- ・ 作業スペースが狭く、ボードを作業箇所へ運ぶ際に向きを変えるため、振り回すような肘に負担のかかる動きをしたことにより、右肩と肘の痛みが激しくなり、作業を中断し病院に行った。

## ② 認定経緯

- ・ 店舗修繕工事から引き続き作業で右肩と右肘に負荷がかかっているなかで、新築工事現場での重量物を持った状態で腕を振り回すような作業が引き金となり発症したとされ職業病として労災認定となった。

### 3. 事例② 「手根管症候群（両手）」（70代男性：左官：一人親方）

#### ① 概要

- ・ 令和6年5月30日から寺の階段ポーチの張替作業に従事。一枚当たり50kg～70kgの石板をはがし、裏側や下地についたコンクリートやモルタルを削り取り、再び張りなおす作業を行った。
- ・ 中腰になり、サンダーやピック（コンクリートハンマー）といった振動工具を終日行った。
- ・ 就労開始から3～5日ほど経過してから、他の作業員に腱鞘炎の症状が発生し、自分も指がしびれて痛み出した。
- ・ 6月21日になり、病院に行き両手共に手根管症候群と診断された。

#### ② 認定経緯

- ・ この時の作業量は、一日に約7枚の石板（重さ約50kg～70kg、縦約30cm\*横約120cm\*厚さ約8cm）の張替を行った。
- ・ 石板を裏返しにして、付着しているコンクリートやモルタルに、サンダーを両手で持ち、5cm～6cm間隔で縦横に碁盤の目に溝を彫り、ピックを両手で持って削り取る作業を行った。
- ・ 1日の作業時間は、午前8時に作業開始、10時から15分の休憩、12時から1時間の休憩、15時から10分間の休憩、16時ごろに作業を終了し片付け作業だった。
- ・ 振動工具を長時間使用したための労災認定となった。

### 4. まとめ ～ 職業病としての認定について

建設現場の特徴として、現場ごとに作業環境が違い、業務量も一定ではない。また、作業環境も整っていない現場も多く、過大な重量物も重機ではなく人力で運搬することもしばしばある。

事例①の大工のように、狭いスペースで上肢に過大な負荷がかかる作業に従事することも少なくない。

聞き取りの際には、作業時間、作業環境、使用工具や材料の重量や形状を詳細に聞き取ることが必要になります。

被災状況や経過を再現できるように、仲間の現場や仕事を知っていく必要があります。これは、日々の現場訪問や仲間と接することで身につくことだと思います。